

## 議案第 72 号

### 伊賀市自治基本条例の一部改正について

伊賀市自治基本条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 6 月 7 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

### 記

#### 伊賀市自治基本条例の一部を改正する条例

伊賀市自治基本条例（平成 16 年伊賀市条例第 293 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 条―第 11 条」を「第 6 条―第 11 条の 2」に改める。

第 1 条中「市民及び市」を「市民、市及び市議会」に改める。

第 2 条第 2 号中「市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体」を「市の行政事務を管理執行する機関」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「市民及び市又は市民同士や各種団体」を「市民、市、市議会及び各種団体」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号を同条第 5 号とする。

第 6 条から第 9 条までを次のように改める。

（情報共有の原則）

第 6 条 市民及び市は、まちづくりに関する必要な情報を共有するものとする。

（市の責務）

第 7 条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。

2 市は、市民が容易に情報を得られるよう、情報提供の充実に努めなければならない。

3 市は、伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号）に定めるところにより、その有する情報を原則として公開しなければならない。

（市民の知る権利）

第 8 条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の公

開を請求し、取得する権利を有する。

(出資法人等の情報公開)

第9条 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

(意思決定過程の情報共有)

第11条の2 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

第12条第1項並びに第13条第1項及び第2項中「私たち市民」を「市民」に改める。

第14条の見出しを「(まちづくりにおける市の役割と責務)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市は、自らが所管する事務における企画立案、実施及び評価に基づく進行管理の過程において、市民参加の機会の拡充に努めるとともに、市民が参加しやすい体制づくりに努めなければならない。

第15条を次のように改める。

(計画策定における市民参加の原則)

第15条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定及び見直しに際しては、市民の参加を図らなければならない。

2 市は、前項の計画について、評価に基づいた進行管理に努めなければならない。

第16条の見出し中「手続」を「方法」に改め、同条第1項、第2項及び第3項中「市の執行機関」を「市」に改める。

第17条第1項中「市の執行機関」を「市」に改める。

第18条を次のように改める。

(条例制定における市民参加)

第18条 市は、次の各号に定めるまちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。ただし、次項に該当する場合は、この限りでない。

(1) まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例

- (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例
  - (3) その他市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される条例
- 2 前項ただし書に該当する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
  - (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合
  - (3) 前2号に準じた制定改廃の場合
  - (4) 前3号に定めるもののほか、市民の生命・財産を守る等社会秩序の維持のため緊急を要する条例の制定改廃の場合
- 3 市は、第1項の規定により条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。
- 4 市は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表しなければならない。
- 5 市は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況その他必要な事項を付して、議案を提出しなければならない。
- 第19条第2項中「定住外国人」を「外国人住民」に改める。
- 第21条第2項中「積極的に」を削る。
- 第22条第1項中「私たち市民」を「市民」に、「努めなければならない」を「努めるものとする」に改め、同条第2項を削る。
- 第23条第2項中「非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動」を「営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動」に改める。
- 第24条第4号を次のように改める。
- (4) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。
- 第25条第2項中「地区」を「地域」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認められた場合は、改善を求めなければならない。
- 第26条中「地区」を「地域」に改め、同条の次に次の1条を加える。
- (住民自治協議会の役割と責務)
- 第26条の2 住民自治協議会は、まちづくりに関する情報を会員相互に共有するとともに

会員がまちづくりに参加しやすい環境を整備するように努めなければならない。

- 2 住民自治協議会が、前条第1項から第4項までの規定に基づく権能を行使する場合は、会員への情報提供及び情報収集を行いその協議過程を公表し、決定した内容を地域内で情報共有した上で行使しなければならない。
- 3 住民自治協議会は、第28条に規定する地域まちづくり計画を策定又は変更する場合は、会員が意見を述べる機会を設けなければならない。
- 4 住民自治協議会は、協議及び事業に関して、会員に対して説明責任を果たさなければならない。

第28条第2項中「計画を策定」の次に「又は変更」を加える。

第29条第1項並びに第30条第1項及び第2項中「地区」を「地域」に改める。

第31条の見出し中「任命方法」を「任命等」に改め、同条中「地区」を「地域」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第32条を次のように改める。

#### 第32条 削除

第35条の見出しを「(住民自治地区連合会の委員の任命等)」に改め、同条中「任命、定数」を「定数」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

住民自治地区連合会の委員は、当該地区の住民自治協議会又は地域振興委員会の委員の中から市長が任命する。

第36条中「この役割を果たす機関」を「伊賀市市民活動支援センター」に改める。

第37条第1項中「住民自治活動をできるだけ市民に身近なところで支援するため、法第155条第1項で定める支所を設置し」を「法第155条第1項で定める支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い」に改める。

第39条第4項中「法令の範囲内で」を削る。

第42条第1項中「市の執行機関」を「市」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにならなければならない。

第43条及び第44条を次のように改める。

(市の責務)

第43条 市は、その所管する事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

2 市は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的にその所管する事務を執行しなければならない。

(市長の責務)

第44条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

第48条の見出しを「(人材育成)」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に改める。

第50条の見出し中「苦情等」を「意見等」に改め、同条第1項中「苦情、要望、提言、意見等」を「意見、要望、提言等」に改め、同条第2項中「説明をしなければならない」を「誠意をもって対応するものとする」に改め、同条第3項中「苦情、要望、提言、意見等」を「意見、要望、提言等」に、「適正な機関の設置に努めなければならない」を「広聴・相談窓口等の充実に努めるものとする」に改める。

第51条第1項中「踏まえて行い」を「踏まえ」に改める。

第52条中「自主課税制度導入など」を「自主課税制度の導入」に、「あり方や」を「あり方及び」に、「検討し」を「検討するとともに」に、「国及び県」を「国・県」に改める。

第53条第1項中「説明書の内容」を「説明内容」に改め、同条第2項中「市長は、市の事務」を「市は、事務」に、「予算の執行計画を策定しなければならない」を「努めなければならない」に改める。

第54条中「市長は、市の財産」を「市は、財産」に改める。

第57条中「実施する」を「実施するよう努めるものとする」に改める。

第58条中「この条例の施行後4年以内に」を「改正後4年を目途に社会情勢、経済情勢に応じて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。